

# 中部日本学生拳法連盟規約

## 第一章 総則

- 第1条 本会は「中部日本学生拳法連盟」と称す。
- 第2条 本連盟は「日本拳法全国連盟中部日本本部(以下中部日本本部)」の下部組織とする。
- 第3条 本連盟は「中部日本本部 大学連盟統括局」が管轄する。
- 第4条 本連盟は加盟大学拳法部の全部員及び第四章・第9条の役員・委員を以って構成する。
- 第5条 本連盟の事務所は名古屋市北区大杉3丁目6番21号(中部日本本部)に置く。
- 第6条 本連盟は「全日本学生拳法連盟」に加盟する。

## 第二章 目的

- 第7条 本連盟は以下の目的を日本拳法の発展に寄与する。
- (一) 日本拳法を通して全加盟大学拳法部の発展と親睦を計る。
  - (二) 日本拳法の各種大会に参加する。
  - (三) 中部地区における大学生への普及、発展。
  - (四) 大学生拳法の技術及び精神の向上を計る。

## 第三章 事業

- 第8条 本連盟はその目的を達成するために以下の事業を行う。
- (一) 中部日本学生拳法選手権大会
  - (二) 中部日本学生拳法新人戦大会
  - (三) 全日本学生個人選手権大会(中部主管)
  - (四) 中部新人日本拳法個人戦優勝大会
  - (五) 中部日本本部より必要とされる事業
  - (六) 大学生拳法の発展、親睦を計り、連盟の健全なる運営をする為必要と認められる事業。

## 第四章 役員・委員

- 第9条 本連盟に次の役員・委員を置く。

| (役員)   |     | (委員) |       |
|--------|-----|------|-------|
| 会長     | 1名  | 委員長  | 1名    |
| 副会長    | 1名  | 副委員長 | 2名    |
| 実行委員長  | 1名  | 書記   | 1名    |
| 女子部委員長 | 1名  | 総務   | 1名    |
| 委員     | 若干名 | 会計   | 1名    |
| 顧問     | 若干名 | 渉外   | 2名    |
| 監事     | 若干名 | 連盟員  | 各大学1名 |
| 理事     | 若干名 |      |       |

- 第10条 役員は加盟大学OB又は有識者をもって構成する。
- 第11条 会長は中部日本本部 大学連盟統括局局長とする。
- 第12条 副会長は中部日本本部 大学連盟統括局統括部部長とする。
- 第13条 実行委員長は中部日本本部大学連盟統括局統括部副部長とする。
- 第14条 顧問は、会長が役員会の同意を得て委嘱し、会長の諮問に応ずる。
- 第15条 監事は会計の監査にあたる。
- 第16条 理事は加盟大学OB又は有識者をもって構成する。
- 第17条 役員の任期は2年とする。ただし重任再任を防げない。
- 第18条 委員は加盟大学より選任された学生により構成する。
- 第19条 委員長は加盟大学を代表し、連盟業務を執行する。
- 第20条 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは職務を代行する。

- 第21条 書記は連盟の記録を行う。又各会議の議事録を作成し、これを保存する。  
第22条 会計は連盟の会計事務を行う。  
第23条 渉外は連盟の同意をもって連盟の渉外事項を処理する。  
第24条 連盟員は各加盟大学拳法部において、一名任命される。  
第25条 連盟員の任期は一年とする。ただし重任再任を防げない。  
第26条 連盟員幹部は、連盟本部において、前年度幹部によってこれを選出する。  
第27条 本連盟委員の任期は1月1日よりの12月31日までとする。

## 第五章 会議

第28条 本連盟を運営するにあたり、次の会議を行う。

- (一) 総会
- (二) 役員会
- (三) 委員会
- (四) キャプテン会議
- (五) その他必要とする場合は臨時会議を開催する。

第29条 総会は本連盟の最高決議機関であり、全役員及び委員を以って構成する。

第30条 委員会は委員幹部及び委員で構成され、委員長が召集し議長となる。

第31条 キャプテン会議は加盟大学拳法部の主将、主務により構成され、委員長が召集する。

第32条 各加盟大学はキャプテン会議に議案を提出する権利を有する。その場合はまず議案を委員長に提出する。

第33条 委員長はキャプテン会議召集の際、議題を提出する。

第34条 上記の各会議はいずれも構成員の2/3以上の主席を以って定足数とし、その過半数を以って承認される。

第35条 本連盟の目的達成の為に、助言をする機関として監督会を設ける。

## 第六章 会計

第36条 本連盟の収入は次の通りとする。

- (一) 加盟大学による加盟会費
- (二) 大会に伴う収入
- (三) 寄付金
- (四) その他

第37条 会計年度は1月1日に始まり12月31日に終わる。

第38条 連盟の収支予算は委員会が編成し、キャプテン会議の承認を要す。

第39条 本連盟の収支予算は監事の監査を経て、役員会へ報告することを要す。

## 第七章 加盟資格

第40条 加盟大学拳法部は部長・監督・主将・主務を置くことを要し部員は5名以上とする。

第41条 加盟する際は、中部日本本部局長級会議にて承認を得た後、中部日本本部代議員会にて承認を得なければならない。

第42条 加盟会費を納入し得ることを要す。

## 第八章 加盟手続き

第43条 本連盟の加盟手続きは次の通りとする。

- (一) 連盟に対し責任者が所定の手続きにより加盟を申請する。
- (二) 委員会は申請に基づいて、加盟申請大学拳法部の資格を検討する。
- (三) 委員会に於いて検討した結果により、役員会において加盟の是非を決定する。
- (四) 新規加盟大学拳法部は部長名により連盟規約を遵守する念書を役員会に提出する。

## 第九章 罰則及び除名

第44条 本連盟は大学拳法部にたいして追徴金及び出場停止等の罰則を課することができる。

第45条 大学拳法部は次の理由により資格を失う。

- (一) 解散
- (二) 除名

第46条 大学拳法部が次の各項に該当するときは、役員会において2/3以上の承認を得た時にこれを除名することが出来る。

- (一) 本連盟の名誉を傷つけたる場合
- (二) 本連盟の目的に反する行為をした場合

## 第十一章 招待校制度

第47条 本連盟は未加盟校より出場要請があった場合は、役員会及び委員会が承認し出場する事ができる。

## 第十二章 附則

第48条 本規約に示されていない事項については、委員会が役員会の承認を得てこれを行う。

附則

# 中部日本学生拳法連盟加盟大学一覧

|            |           |                     |
|------------|-----------|---------------------|
| 愛知学院大学日進学舎 | 〒470-0195 | 日進市岩崎町阿良池12         |
| 愛知学院大学楠元学舎 | 〒464-8650 | 名古屋市千種区楠元町 1-100    |
| 愛知大学       | 〒441-8522 | 豊橋市町畑町1-1           |
| 名古屋大学      | 〒464-8601 | 名古屋市千種区不老町          |
| 名城大学       | 〒468-0073 | 名古屋市天白区塩釜口1丁目501    |
| 名古屋学院大学    | 〒456-0036 | 名古屋市熱田区熱田西町1-25     |
| 名古屋市立大学    | 〒467-8501 | 名古屋市瑞穂区瑞穂町字山の畑 1    |
| 朝日大学       | 〒501-0296 | 岐阜県瑞穂市穂積1851        |
| 三重大学       | 〒514-0102 | 三重県津市栗真町屋町 1577     |
| 松本歯科大学     | 〒399-0781 | 長野県塩尻市 1780         |
| 名古屋工業大学    | 〒466-8555 | 名古屋市昭和区御器所町         |
| 名古屋商科大学    | 〒470-0111 | 日進市米野木町三ヶ峯4-4       |
| 豊橋創造大学     | 〒440-8511 | 豊橋市牛川町松下 20-1       |
| 中部大学       | 〒487-8501 | 春日井市松本町 1200 番地     |
| 鈴鹿医療科学大学   | 〒510-0293 | 三重県鈴鹿市岸岡町 1001 番地 1 |

平成28年 4月 1日現在